



# 青葉区歯科医師会

## 入会案内

平成31年 改定版

横浜市青葉区歯科医師会

〒227-0062 横浜市青葉区青葉台1-3-9  
コスモビル3F  
TEL. 045-984-5891 FAX. 045-989-3288  
<http://www.aobadent.jp/>

# 目 次

1. 入会の手続き	2
2. 青葉区歯科医師会の主たる活動現況	2
3. Q&A	
① 社保・国保で困ったときは	3
② レセプトが戻ってきたとき	3
③ 医療事故【緊急事故】が起きたとき	4
④ 患者さんと思わぬトラブルに発展したとき	4
⑤ 労務管理上のトラブルにならないために	5
⑥ 税務調査があるときは	5
⑦ 結婚した時、病気や怪我をした時等はどうすればよいか	6～7
⑧ 訪問診療の依頼があったとき	8
⑨ 針刺し事故がおきたとき	9
⑩ 先生、家族、従業員の健康管理の対応は	10
⑪ 各種優遇制度について	11
⑫ お金の借り入れ、借り換えの相談は	12
⑬ 青葉区歯科医師会・横浜市歯科医師会・神奈川県歯科医師会・日本歯科医師会の入会金、会費等について	13～15
⑭ 何か困ったときの連絡先	16
4. 青葉区歯科医師会の目的	16
5. 会員の義務	16

青葉区歯科医師会のホームページに最近の活動等が詳しく載っていますので併せてご覧下さい。

ホームページアドレス <http://www.aobadent.jp/>

又は青葉区歯科医師会で検索して下さい。

## 1. 入会の手続き

- ① 入会を希望する先生は、先ず入会相談委員会委員長に入会希望の意志をTELにて伝え、青葉区歯科医師会事務局にて入会希望者申込書類を受け取る。
- ② 入会希望者は申込書類に記入し、1週間以内に会館に郵送する。  
(書類提出等は持参も可)
- ③ 入会相談委員会の開催
- ④ 理事会での承認
- ⑤ 会費、会館等維持負担金の納入 = 正式入会

日本歯科医師会、神奈川県歯科医師会、横浜市歯科医師会  
へ入会

入会相談委員会委員長 田端 俊元 : TEL 045-971-7775  
FAX 045-971-7787  
青葉区歯科医師会事務局 TEL 045-984-5891  
(月～金 12:00～15:00) FAX 045-989-3288

## 2. 青葉区歯科医師会の主たる活動状況

青葉区歯科医師会は、2016年4月現在、158名の会員で地域医療への貢献、公衆衛生事業を通じ、地域住民への公衆衛生の啓蒙活動を行い、会員個々の知識技術の習得に努力精進しています。

- ① 青葉区福祉保健センター事業への協力（歯科健診、歯科相談、各種講演会、教室等への協力。会員は歯科健診においては年2回程度協力。報酬あり）
- ② 医師会・薬剤師会との医療連携（共同研修、災害時医療関係者通信網運営への協力）
- ③ 地域医療拠点施設との連携（昭和大学との定期的勉強会、有病者・介護医療の相互連携）
- ④ 居宅・施設訪問歯科診療（協力医に登録された先生方が訪問診療を実施しています）
- ⑤ 心身障がい児者歯科診療（協力医に登録し心身障がい児者の診療を行っています）
- ⑥ 学校歯科保健活動（公立小・中・高校、保育園等の健診事業。登録学校医は報酬あり）
- ⑦ 災害時医療救護拠点への対応（会員が拠点ごとに分担し自治体と協力して災害に備えます）
- ⑧ 6月4日～10日 歯と口の健康週間（歯の健康フェスティバルを主催、無料相談の実施）
- ⑨ 11月3日「あおば区民まつり」公衆衛生部が健康フェスティバルに参加
- ⑩ 口腔がん検診（平成22年度から実施しています）
- ⑪ 妊婦歯科検診、歯周病検診（実施医療機関としての登録が必要になります）
- ⑫ 学術研修会の開催（各種講演会、講習会等を会館で行います）
- ⑬ デンタルショーの開催（7月最終週に会館で行います）
- ⑭ 会員相互の親睦会（支部旅行、新年会等）
- ⑮ 委員会活動（会員は各委員会に参加し様々な活動をしています。委員会は社会保険部、学術部、厚生部、公衆衛生部、広報部、地域医療部、税務・医療管理部、学校歯科部、入会相談委員会、講演会準備委員会等があります）  
委員会についての連絡先 専務理事 鳥居浩一郎 : TEL 045-973-8211
- ⑯ 同好会活動
  - ・野球同好会：県歯野球大会参加 連絡先 富岡 孝之 : TEL 045-981-6480
  - ・ゴルフ同好会：毎月開催 連絡先 有吉 仁朗 : TEL 045-971-3100
  - ・釣り同好会：シーズンは毎月開催 連絡先 加々見 明 : TEL 045-982-8241

・自転車同好会：グルメライドを開催 連絡先 佐貫田 尚亮：TEL 045-989-1118

### 3. Q&A

#### ① 社保・国保で困ったときは

青葉区歯科医師会では、毎月1回、委員会でカルテの書き方、保険請求について勉強会を実施しています。

青葉区歯科医師会から社保・国保各々に、レセプト審査員が選任されています。困った時は社保理事・社保委員・審査員の先生に相談出来ます。

##### \* 青葉区歯科医師会窓口

社保理事 藤下 義輝：TEL 045-971-0740

社保理事 富岡 孝之：TEL 045-981-6480

##### \* 神奈川県歯科医師会事務局

社保相談窓口（担当瀬下）：TEL 045-681-2172

FAX 045-681-2426

事務的な質問は、県歯事務局の方が詳しいです。疑義解釈については、神奈川県歯科医師会の社保委員が相談に乗ってくれます。支払い基金、連合会に聞きづらい内容についても相談して下さい。

#### ② レセプトが戻ってきたとき

##### \* 辺戻付箋

明らかに誤っているものは、訂正して下さい。訂正文は付箋に書かずレセプトの摘要欄に記載して下さい。疑問のある場合には①の窓口に問い合わせて下さい。

レセプト提出から1ヶ月後の辺戻は基金、連合会からの辺戻です。レセプト提出から6ヶ月以上の辺戻は、保険者からの辺戻です。

##### \* 査定

レセプトの明らかな誤りは査定されます。過誤通知書が送られてきますので、カルテ、会計も訂正するとともに次月から誤りのないレセプトを提出して下さい。

##### \* 疑義

提出後にミスに気づいたらレセプトを取り下げることもできます。

各再審査、取り下げ方法は下記にご連絡下さい。

##### 社保：再審査請求書

神奈川県社会保険診療報酬支払い基金調整2課

〒231-8534 中区山下町34 TEL 045-661-1021

##### 国保：再審査申し出書

神奈川県国保連合会審査業務部支払い調整課

〒220-0003 西区楠町27-1 TEL 045-329-3400

### ③ 医療事故【緊急事故】が起きたとき

#### \* 事故発生時の処置

事故発生時の処置を誤ると患者さんの容態に重篤な状態が生じたり、思わぬ感情の行き違いが生ずることがあります。すべての処置をしようとせず、手に負えないと思う場合や患者が希望する場合には、迷わず専門医に移送することが大切です。

事故発生時の注意事項は次のような内容です。

- (1) まず適切な緊急処置を施す。
- (2) 病院に移送する時は、家族に通知すると同時に必ず同行すること。
- (3) 直ちにお見舞いをして誠意を示すこと。
- (4) 速やかに、綿密にカルテの記載を行うこと。(事後一段落してからでよい)
- (5) 発言を慎重にすること。特に、予後について楽観したことは言わないこと。
- (6) 速やかに会長を通すか、または直接に、神奈川県歯科医師会医事処理検討部会に連絡する。

県歯事務局 医事処理検討部会 (担当 石井課長) : TEL 045-681-2172

#### 患者の紹介

横浜総合病院 歯科 口腔外科  
〒225-0025 横浜市青葉区鉄町2201  
TEL 045-902-0001 FAX 045-904-3434  
部長：今村 栄作 先生 内線520

横浜労災病院 歯科 口腔外科  
〒222-0036 横浜市港北区小机町3211  
TEL 045-474-8111 FAX 045-474-8323  
部長：亀井 和利 先生

### ④ 患者さんと思わぬトラブルに発展したとき

青葉区歯科医師会会長に連絡 下山 和夫 : TEL 045-962-2241  
携帯 090-2794-4841  
専務理事 鳥居浩一郎 : TEL 045-973-8211  
携帯 080-3012-7762

または直接、神奈川県歯科医師会に連絡し、医事処理検討部会に報告して下さい。  
県歯事務局 医事処理検討部会 (担当 石井課長) : TEL 045-681-2172

事故が軽微でも対応を誤れば、感情が先立って思わぬ紛争に発展することがありますのでご注意下さい。

不幸にしてトラブルになった場合、カルテ、レントゲンなどを明瞭にしておいて下さい。  
県歯の担当理事と打ち合わせを致します。

先生の支援のために県歯医事処理検討部会、県歯顧問弁護士、損害保険会社などが連絡を取り行動します。

医事紛争の報告書を県歯に提出して頂きます。書類は県歯事務局へ請求して下さい。

どのケースにおいても先生及び患者さんの個人情報は確実に保護される事を保障致します。

⑤ 労務管理上のトラブルにならないために

○ 従業員を雇う時の注意点

従業員の雇用時には労働契約を文書で交わすことが望されます。

実際には口頭で済ませている場合が多いようですが、トラブルが起きないように文書に記載して渡すようにしましょう。

労働契約書には、次の事を明示する様になっています。

- (1) 仕事をする場所、仕事の内容。
- (2) 就業時間、休日、休暇。
- (3) 賃金、昇給。
- (4) 退職に関する事。

その他、種々ありますが最低限、以上の点を踏まえて下さい。

最近では退職してからのトラブルが多くなってきていますのでご注意下さい。

神奈川県歯科医師会には、正規従業員用の「労働契約書」、パート・アルバイト用の「雇用契約書」の作成手引書が用意されていますので、是非ご活用下さい。

\* 神奈川県歯科医師会事務局

労働保険窓口（担当 下田、山口）：TEL 045-681-2172

また、従業員との労働問題でお困りの時は神奈川県労働センターへご相談下さい。

\* 横浜労働センター 労働調整課：TEL 045-633-6110

FAX 045-633-5401

○ 不幸にして労務管理の上でトラブルになった時

\* 青葉区歯科医師会窓口

医療管理理事 田中 綾：TEL 045-532-6874

\* 神奈川県歯科医師会事務局

労務管理窓口（担当 鈴木）：TEL 045-681-2172

⑥ 税務調査があるときは

\* 青葉区歯科医師会会长に連絡 下山 和夫：TEL 045-962-2241

医療管理理事 田中 綾：TEL 045-532-6874

税務署から税務調査の連絡があった場合は、速やかに顧問税理士に連絡し

税理士、立会いのもとで調査に同意しましょう。

○ 税務に関する相談窓口

神奈川県歯科医師会 : TEL 045-681-2172  
FAX 045-681-2426

神奈川県歯科信用組合 : TEL 045-641-2904  
(税務相談・第一木曜日・無料)

横浜緑税務署 TEL 045-972-7771

⑦ 結婚した時、病気や事故にあった時等はどうすれば良いか。

\* 青葉区歯科医師会会长に連絡 下山 和夫：TEL 045-962-2241  
会計福祉理事 村田 拓也：TEL 045-981-1181  
会計福祉理事 締木 康浩：TEL 045-901-3931  
県歯事務局 福祉共済部会（担当 星野）：TEL 045-681-2172  
日本歯科医師会、神奈川県歯科医師会、横浜市歯科医師会、青葉区歯科医師会から  
それぞれ福祉共済金が給付されます。

### 【日本歯科医師会福祉共済制度】

月額保険料 8,500 円

#### 1. 死亡共済保険金

1000万円（45歳未満）  
800万円（45歳以上60歳未満）  
600万円（60歳以上80歳未満）  
400万円（80歳以上）

#### 2. 火災共済保険金 800万円

#### 3. 災害共済保険金 800万円

#### 4. 障害退会共済保険金

1000万円（歯科移籍登録抹消申請受理日の年齢が45歳未満の場合）  
800万円（歯科移籍登録抹消申請受理日の年齢が45歳以上60歳未満）  
600万円（歯科移籍登録抹消申請受理日の年齢が60歳以上80歳未満）  
300万円（歯科移籍登録抹消申請受理日の年齢が80歳以上）

### 【神奈川県歯科医師会福祉共済制度】

年額 12 万円

#### 1. 祝金

1) 結婚祝金 10万円  
2) 出産祝金 10万円（1出産につき）  
3) 長寿祝金 10万円（60歳、70歳、80歳、90歳、100歳）  
4) 配偶者長寿祝金 5万円（70歳）

#### 2. 共済金

1) 本人死亡共済金 600万円  
2) 高度障害共済金 600万円  
3) 入院共済金 1万円/1日

#### 3. 見舞金

1) 家族死亡見舞金 2万円  
2) 配偶者死亡見舞金 10万円  
3) 通院一時金 10万円（20日以上入院の通院時）  
4) 火災・災害見舞金 3・5・10万円（災害規模による）

## 【横浜市歯科医師会福祉基金】

年会費 1万円（第1種会員）

### 各種給付金

1) 死亡給付金	50万円
2)弔慰金	10万円（81歳6ヶ月以上の死亡）
長寿祝金	10万円（81歳6ヶ月）
3) 祝金・功労金	
結婚祝金	5万円（1回に限る）
出産祝金	5万円（1出産ごと）
70歳（古稀）	5万円
77歳（喜寿）	5万円 81歳6ヶ月（加入年数30年以上、功労）
88歳（米寿）	5万円（加入年数38年以上）
99歳（白寿）	5万円（加入年数49年以上）

### 慶弔規定

1) 慶事 祝金	5万円及び祝電（叙位・叙勲・褒章）
2) 弔事 弔慰金	2万円及び生花（全会員対象）

## 【青葉区歯科医師会福祉共済制度】

### 1) 入院及び自宅療養

3万円（一週間以上の就業不能に1会計年度につき一回）

### 2) 死亡給付金

10万円（本人）

5万円（配偶者）

⑧ 訪問歯科診療

横浜市青葉区歯科医師会

地域医療理事 坂下 友也 : TEL 045-913-6487

地域医療理事 田花 政昌 : TEL 045-972-9681

地域医療理事 平山 法久 : TEL 045-902-4918

青葉区在宅歯科医療地域連携室

室長 北野 道廣 : TEL 045-902-4182

**連携室相談窓口 070-1540-6296**

1. 実施方法・体制

訪問歯科診療の要請がある場合は、連携室（上記窓口）にご連絡ください。

実際の流れは下図「在宅歯科診療の要請から訪問まで」を参照ください。

2. 訪問診療機器の貸出し

ポータブルユニット・口腔吸引機など。

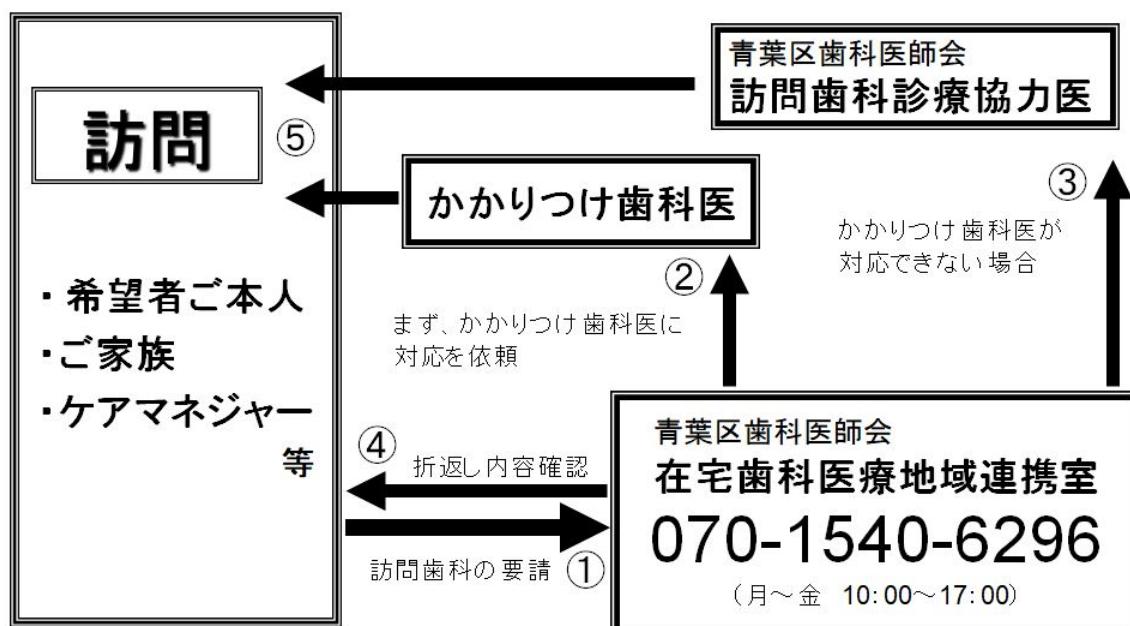
3. 報告

歯科治療実施状況を診療継続の場合は3ヶ月毎、終了の場合は終了時に

訪問歯科診療実施報告書により青葉区歯科医師会に報告する。

## 在宅歯科診療の要請から訪問まで

平30年4月現在



⑨ 針刺し事故がおきたとき

※ 担当理事に連絡

税務医療管理理事 田中 綾 : T E L 0 4 5 - 5 3 2 - 6 8 7 4

## 院内における針刺し・切創、血液・体液曝露発生時の対応

### 針刺し・切創、血液・体液曝露発生時後の対応フローチャート

自  
医  
院  
で  
の  
対  
応

針刺し・体液曝露発生

応急処置・責任者へ報告

以下の内容を確認し、受診時はTELする

- \* 使用者(患者)の感染症の確認(1年以内の検査結果)の有無
- \* 使用者(患者)の採血が可能か
- \* 受傷者のHBs抗体の有無
- \* 受傷時は紹介状と使用者(患者)の検査結果を持参する
- \* 「紹介状」は封筒に「針刺し後受診」と明記し、受付時事務職員に渡す

使用者(患者)

昭  
和  
大  
学  
で  
の  
対  
応

感染症

あり

感染症ごとの対応

感染症

使用者  
不明

[感染症不明対応]  
受傷後48時間以内に受診

感染症

陰性

受診  
不要

HIV陽性の場合  
専門病院を受診してください  
(聖マリアンナ医科大学)

HB表面抗原陽性で  
①受傷者がHBs抗体陰性  
②または不明の場合  
受傷後48時間以内に受診

HCV陽性の場合  
平日の来院を推奨する

受傷者のHBs抗体陰性、  
または不明の場合

受傷後48時間以内に受診

針刺し事故の際の連絡先

昭和大学藤が丘病院 地域連携室

〒227-0501 青葉区藤が丘1-30 TEL 045-974-6701

\* 応急処置：刺入部を石鹼と流水で十分洗い、アルコール綿、またはポピドンヨードで消毒する

\* 基本的には診療時間内での受診で大丈夫です。

\* 紹介状を持参しなかった場合、次回受診時持参するか郵送してください。

⑩ 先生、家族、従業員の健康管理の対応は

\* 担当理事に連絡

厚生理事 山崎 智人 : TEL 045-963-0648

ご本人、ご家族。従業員の健康管理としまして、人間ドック、脳ドック、他健康診断を神奈川県歯科医師国保組合加入の有無に関わらず、割引契約料金で受診できる施設が多数あります。但し歯科医師国保加入者には、下記の補助が受けられます。

補 助 金	手続および必要書類
人間ドックを受診したとき（年1回） 35歳以上の被保険者に対して 組合員 40,000円・家族 30,000円以内	人間ドック補助金支給申請書・領収証
B型肝炎検査・ワクチンを接種したとき 事前検査 2,500円以内 ワクチン接種 10,000円以内 事後検査 2,500円以内	B型肝炎補助金支給申請書・領収証
健康診断 ①契約施設において受診したとき 自己負担なし（オプション検査を除く） ②契約施設以外において受診したとき 10,000円以内	健康診断補助金支給申請書 ※健康診断と人間ドックとの併用はできません
インフルエンザワクチンを接種したとき 回数に関係なく 2,000円	インフルエンザ補助金支給申請書・領収書

⑪ 各種優遇制度について

【神奈川県歯科医師会】

○ 次に挙げる各会社と業務提携をしております。

申し込まれる場合は、会員、家族、従業員である旨お申し出下さい。

ただし、利用券が必要の施設もありますので、ご利用の際はご確認下さい。

利用券については県歯事務局にお問い合わせ下さい。

県歯事務局：TEL 045-681-2172

平安閣、ロイヤルホールヨコハマ、横浜プリンスホテル、伊勢佐木町ワシントンホテル  
ヨコハマグランド・インターチェンナルホテル、京急観音崎ホテル。横浜高島屋、さい  
か屋、萬珍樓。葵トラベル、ベストワールド、相鉄観光、JTB横浜支社、日本旅行横浜支  
店、アトランティス。セコム本牧支社、綜合警備保障横浜支社。サンリオピューロランド等  
と契約を結んでいますので、会員は割引利用出来ます。

【横浜市歯科医師会】

○ 次に挙げる各会社と業務提携をしております。

ご利用の際は、横歯会員証をご提示下さい。

ローズホテル横浜、ヨコハマグランド・インターチェンナルホテル、聘珍樓、横浜旅行  
社、アサヒプリテック、FJグローイングサービス（旧フジ化学）、清水康益社、とらべるわ  
ん、相田化学工業、横浜建創、メットライフ生命保険、プルデンシャル生命保険、日本ペッ  
トセレモ、小島石材店、神奈川トヨタ商事、ヤナセ戸塚店、デンタルシステムズ、エリアネ  
ットワーク、アウディジャパン販売等と契約を結んでいますので、会員は割引利用できます。

【神奈川県歯科医師国保組合】

○ 健康増進施設

次の施設と割引利用契約を結んでおります。

ご利用の際は利用券が必要ですので、歯科医師国保組合までご連絡下さい。

神奈川県歯科医師国保組合 TEL 045-641-5418

大磯ロングビーチ、東京サマーランド、よみうりランド、箱根ベゴニア園

※東京ディズニーリゾート（東京ディズニーランド、東京ディズニーシー）

※ディズニーリゾートをご利用する場合、マジックキングダムクラブにご入会されますと  
利用券に併せ、更に特別料金で利用できます。

入会希望の方は、国保組合を通しての登録となりますので、国保組合までご連絡下さい。

○ 保養施設

次の施設を割引利用される場合は、歯科医師国保組合員である事を告げお申込み下さい。

プリンスホテルリゾートプラン、小田急ホテルグループ、ダイワロイアルホテルズ、

伊豆長岡ホテルサンバレー、真鶴半島「一望閣」、老神温泉「あわしま」、長野飯綱リゾート  
ペンション組合等。

⑫ お金の借り入れ、借り換えの相談は

【神奈川県歯科医師信用組合】

会員サポートローン：地域歯科医師会会員限定でご利用いただける商品です。

資金使途自由（ただし投機資金を除く）、原則保証人・担保不要、低金利の商品となっています。

金額 300万円以内 返済期間 5年以内

金利（変動）年 1.50%（診療報酬指定有り） 年 2.00%（診療報酬指定無し）

しかしん医療整備ローン：医療機械購入や診療所の改装資金等、設備資金にご利用いただける他、他金融機関の設備資金の借り換えやリース商品の買い取りにご利用いただけます。

金額 2,500万円以内 返済期間 ご利用金額により 7年・10年・15年以内

金利 当初固定金利 3年 年 1.15% 5年 年 1.50% 7年 年 1.70%

※金利はいずれの場合も、2018年3月現在のものです。

⑬ 青葉区歯科医師会・横浜市歯科医師会・神奈川県歯科医師会・日本歯科医師会の入会金、会費等について

\*入会に要する費用 <1種>

青葉区歯科医師会	入会金	0 円
	会費	66,000 円
	会館維持負担金	20,000 円 (年額)
	福祉共済部費	5,000 円 (年額)
	合計	91,000 円

横浜市歯科医師会	入会金	0 円
	事務手数料	10,000 円
	会費	30,000 円
その他	福祉基金	10,000 円
	連盟	8,000 円
	合計	58,000 円

神奈川県歯科医師会	入会金	0 円
	会館賦課金	300,000 円
	県歯会費	80,000 円
	センター維持・管理金	12,000 円
	医事処理部会金	6,500 円
	福祉共済金	120,000 円
	配偶者加算金	10,000 円
	合計	528,500 円

日本歯科医師会	入会金	100,000 円
	会費	38,000 円
	<u>福祉共済部費</u>	102,000 円
	合計	240,000 円

→入会時期により変動  
別表参照

神奈川県歯科医師連盟 会費 12,000 円

日本歯科医師連盟 会費 23,000 円

\* 入会に要する費用 < 2種 >

青葉区歯科医師会	入会金	0 円
	会費	33,000 円
	会館維持負担金	0 円 (年額)
	<u>福祉共済部費</u>	5,000 円 (年額)
	合計	38,000 円

横浜市歯科医師会	入会金	0 円
	<u>会費</u>	33,000 円 →会費 15,000 円
	合計	33,000 円 福祉 10,000 円 連盟 8,000 円

神奈川県歯科医師会	入会金	0 円
	県歯会費	20,000 円
	センター維持・管理金	6,000 円
	福祉共済金	120,000 円
	<u>配偶者加算金</u>	10,000 円
	合計	206,000 円

日本歯科医師会	入会金	75,000 円
	会費	23,000 円
	<u>福祉共済部費</u>	102,000 円 →入会時期により 変動別表参照
	合計	200,000 円

神奈川県歯科医師連盟 会費 6,000 円

日本歯科医師連盟 会費 11,500 円

平成31年度神奈川県歯科医師会並びに日本歯科医師会入会に伴う経費

(前)期

(入会期日 平成31年4月1日～平成31年9月30日)

会 費 ・ 負 担 金	会員の種別		入会経費総額
	1種	2種	
①入会金	0	0	4月入会 677,500
②会館賦課金	300,000	—	5月入会 669,000
③県歯会費	80,000	20,000	6月入会 660,500
④センター維持・管理負担金	12,000	6,000	7月入会 652,000
⑤医事処理検討部会負担金	7,000	—	8月入会 643,500
⑥福祉共済部会第1共済負担金	120,000	120,000	9月入会 635,000
県歯会 小計	519,000	146,000	日歯会小計
①入会金	10,000	10,000	1種会員 158,500
②日歯会費	38,000	19,000	2種会員 139,500
③福祉共済保険料※ (未加入理由書提出は除く)	110,500 102,000 93,500 85,000 76,500 68,000	110,500 102,000 93,500 85,000 76,500 68,000	4月入会 150,000 5月入会 141,500 6月入会 133,000 7月入会 124,500 8月入会 105,500 9月入会 97,000

○小規模企業共済制度(会員退職金制度)、日歯年金保険の加入は任意の取り扱いとなっています。

※経費総合計の他に原則として信用組合出資金1万円が必要です。

○初年度経費につきましては一括払いまたは2回の分割払いとさせいただきます。  
なお、1種会員の会館賦課金については、入会年度より3年間で6回(50,000円×6回)の分割払いも可能となります。

○H25年度より日歯福祉共済保険は任意となりましたので入会時に加入、未加入を選択してください。

平成31年度神奈川県歯科医師会並びに日本歯科医師会入会に伴う経費

(後期)

(入会期日 平成31年10月1日～平成32年3月31日)

会員	会員の種別	入会経費総額		1種会員	2種会員
		1種	2種		
①入会金		0	0	567,500	215,000
②会館賦課金		300,000	—	559,000	206,500
③県歯会費		40,000	10,000	550,500	198,000
④センター維持・管理負担金		12,000	6,000	542,000	189,500
⑤医事処理検討部会負担金		7,000	—	533,500	181,000
⑥福祉共済部会第1共済負担金		120,000	120,000	525,000	172,500
県歯小計		479,000	136,000		
日歯小計		10,000	10,000	1種会員 19,000 9,500	2種会員 88,500 80,000 70,500
①入会金		59,500	59,500	10月入会 11月入会 12月入会	79,000 70,500 62,000
②日歯会費		51,000	51,000	1月入会 2月入会 3月入会	71,500 63,000 46,000
③福祉共済保険料※ (未加入理由書提出は除く)		42,500	42,500	1月入会 2月入会 3月入会	53,500 54,500 36,500
※月8,500円の負担ですが、入会者に限り1カ月分を先取りして日歯へ送金する関係から入会金月から平成32年4月分も含めて徴収しております。		34,000	34,000		

○小規模企業共済制度(会員退職金制度)、日歯年金保険への加入は任意の取り扱いとなっています。

※経費総合計の他に原則として信用組合出資金1万円が必要です。

○初年度経費につきましては一括払いまたは2回の分割払いとさせていただきます。

なお、1種会員の会館賦課金については、入会年度より3年間で6回(50,000円×6回)の分割払いも可能となります。

○H25年度より日歯福祉共済保険は任意となりましたので入会時に加入、未加入を選択してください。

⑭ 何か困ったときの連絡先

青葉区歯科医師会

会長：下山 和夫 TEL 045-962-2241

副会長：鈴木 俊和 TEL 045-983-1152

副会長：山本 昭二 TEL 045-973-4618

専務理事：鳥居浩一郎 TEL 045-973-8211

4. 青葉区歯科医師会の目的

\*本会は、会員相互の親睦融和を似って、歯科医学の研修と医業の確立を図り、公衆衛生の普及と地域医療の充実に努力し、社会並びに会員の福祉を増進する事を目的とする。

5. 会員の義務

\*会員は、関係団体（日本歯科医師会・神奈川県歯科医師会・横浜市歯科医師会）へ入会しなければならない。

会則 8条3項